建設現場の遠隔臨場に関する実施方針（案）

1　目的

建設現場における遠隔臨場の実施に当たっては、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）（以下「要領（案）」という。）及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和５年３月）（以下「監督・検査要領（案）」という。）によることを基本とし、実施の方針については本方針にて定めるものとする。

2　実施方針

京都市建設局が発注する工事は、原則、発注者指定型又は受注者希望型のいずれかにより発注し、実施する。

（１）発注者指定型

以下の工事については、発注時の特記仕様書に発注者指定型として記載するものとする。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

ア　設計金額１億８千万円以上の土木工事（※）

イ　設計金額６千万円以上の舗装工事（※）

ウ　ア、イ以外で、施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するに当たり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事や構造物等の立会頻度が多い工事など、遠隔臨場の実施により受発注者の作業効率化が見込める工事

※「京都市競争入札等取扱要綱」の工事種別による。

契約後、通信環境が整わないなど実施が困難と判明した場合や、受発注者間の協議により不十分、非効率になると判断される場合、受注者は工事打合簿を提出し、実施しないこととできる。

（２）受注者希望型

発注者指定型以外の工事については、発注時の特記仕様書に受注者希望型として記載するものとする。

契約後、受注者が実施を希望する場合は、受発注者間の協議により要領（案）及び監督・検査要領（案）に基づく実施が可能で作業効率化が図れると判断される場合、受注者は工事打合簿を提出し、実施することとする。

3　その他

上記のほか、本方針に記載のない事項については、要領（案）及び監督・検査要領（案）によるものとする。

以上

附 則

この実施方針は、令和５年４月１日から施行する。

（参考）遠隔臨場実施フロー

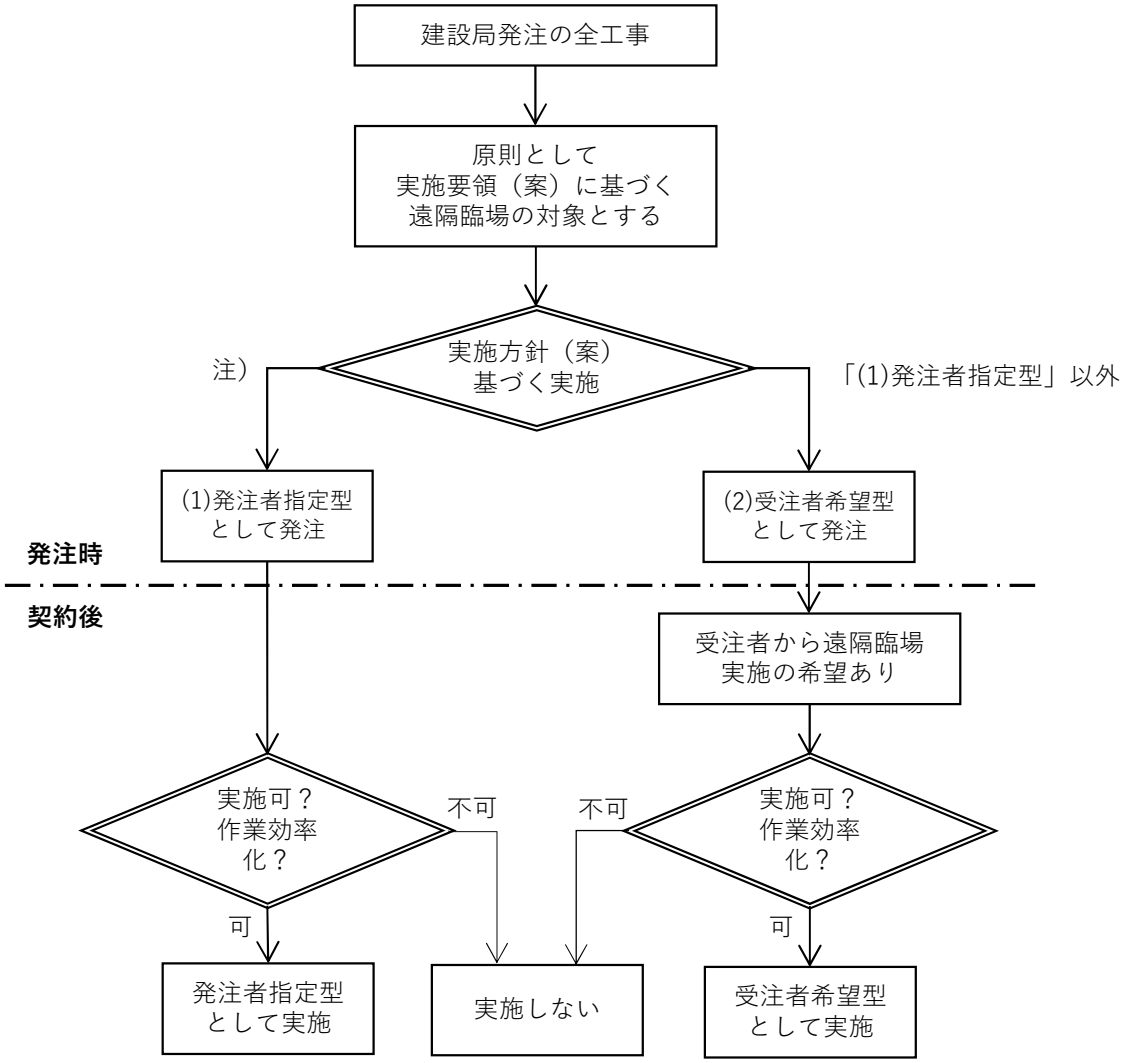

注）

ア　設計金額１億８千万円以上の土木工事（※）

イ　設計金額６千万円以上の舗装工事（※）

ウ　ア、イ以外で、施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するに当たり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事や構造物等の立会頻度が多い工事など、遠隔臨場の実施により受発注者の作業効率化が見込める工事

※「京都市競争入札等取扱要綱」の工事種別による。